

「特定公共サービス(窓口6業務)」と「市町村の適切な管理下で民間委託可能な24業務」
及びそれ以外の窓口業務 一覧

通番	6業務	業務名 (受付、書類の作成、端末入力、引渡し、その他事実上の行為又は補助的業務)	自治事務・法定 受託事務の別	根拠	所管府省
1		住民異動届	自治	住民基本台帳法 第22条～第25条	総務省
2	(受付、 引渡し)	住民票の写し等の交付	自治	住民基本台帳法 第12条	総務省
3	(受付、 引渡し)	戸籍の附票の写しの交付	自治	住民基本台帳法 第20条	総務省
4	(受付、 引渡し)	地方税法に基づく納税証明書の交付	自治	地方税法 第20条の10、第382条の3	総務省
5		印鑑登録申請	自治	条例	総務省
6	(受付、 引渡し)	印鑑登録証明書の交付	自治	条例	総務省
7		住居表示証明書の交付	自治	条例	総務省
8		戸籍の届出	法定	戸籍法 第6条、第25条等	法務省
9	(受付、 引渡し)	戸籍謄抄本等の交付	法定	戸籍法 第10条	法務省
10	(受付、 引渡し)	外国人登録原票記載事項証明書等の交付	法定	外国人登録法 第4条の3	法務省
11		転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)	自治	学校教育法施行令 第1条等	文部科学省
12		埋葬・火葬許可	法定	墓地、埋葬等に関する法律 第5条等	厚生労働省
13		国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	自治	国民健康保険法 第9条、第36～68条	厚生労働省

「特定公共サービス(窓口6業務)」と「市町村の適切な管理下で民間委託可能な24業務」
及びそれ以外の窓口業務 一覧

通番	6業務	業務名 (受付、書類の作成、端末入力、引渡し、その他事実上の行為又は補助的業務)	自治事務・法定 受託事務の別	根拠	所管府省
14		老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付	自治	高齢者の医療の確保に関する法律 第54条、84条等(広域連合) (旧 老人保健法第25条(市町村))	厚生労働省
15		介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	自治	介護保険法 第12条、19条等	厚生労働省
16		国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理	法定	国民年金法 第12条	厚生労働省
17		妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	自治	母子保健法 第15条等	厚生労働省
18		飼い犬の登録	自治	狂犬病予防法 第4条	厚生労働省
19		狂犬病予防注射済票の交付	自治	狂犬病予防法 第5条	厚生労働省
20		児童手当の各種請求書・届出書の受付	法定	児童手当法 第7条	厚生労働省
21		精神障害者保健福祉手帳の交付(市町村の経由事務)	自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条等	厚生労働省
22		身体障害者手帳の交付(市町村の経由事務)	自治	身体障害者福祉法 第15条等	厚生労働省
23		療育手帳の交付	自治	療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生事務次官通知)	厚生労働省
24		自動車臨時運行許可	法定	道路運送車両法 第34条	国土交通省

「特定公共サービス(窓口6業務)」と「市町村の適切な管理下で民間委託可能な24業務」
及びそれ以外の窓口業務 一覧

通番	6業務	業務名 (受付、書類の作成、端末入力、引渡し、その他事実上の行為又は補助的業務)	自治事務・法定受託事務の別	根拠	所管府省
25	(受付、引渡し)	住民税課税(非課税)証明書の交付	自治	* 地方税法第20条の10 地方税法施行令第6条の21 (納税証明事項)第1項第1号 「納付し、又は納入すべき額として確定した額(これらの額のないことを含む。)	総務省
26		軽自動車税登録(廃車)申告(報告)書	自治	地方税法 第447条第1項	総務省
27	(受付、引渡し)	固定資産評価通知書 (固定資産評価証明書)	自治	地方税法 第422条の3	総務省
28	(受付、引渡し)	固定資産税課税台帳登録証明書	自治	地方税法 第382条の3	総務省
29		電子証明書新規発行・更新申請書	自治	電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律 第3条	総務省
30		電子証明書失効申請書	自治	電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律 第9条	総務省
31		電子証明書利用者署名符号漏洩等届出書	自治	電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律 第10条	総務省
32		認証業務情報開示請求書	自治	電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律 第29条	総務省
33		認証業務情報訂正等請求書	自治	電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律 第31条	総務省
34		住民票コード変更届	自治	住民基本台帳法 第30条の3	総務省
35		住民基本台帳カード(再)交付申請書	自治	住民基本台帳法 第30条の44	総務省
36		住民基本台帳カード紛失(一時停止)届	自治	住民基本台帳法 第30条の44	総務省
37		住民基本台帳カード記載事項変更届	自治	住民基本台帳法 第30条の44	総務省
38		住民基本台帳カード返納(廃止)届	自治	住民基本台帳法 第30条の44	総務省

「特定公共サービス(窓口6業務)」と「市町村の適切な管理下で民間委託可能な24業務」
及びそれ以外の窓口業務 一覧

通番	6業務	業務名 (受付、書類の作成、端末入力、引渡し、その他事実上の行為又は補助的業務)	自治事務・法定受託事務の別	根拠	所管府省
39		戸籍届出の受理(不受理)証明書の交付	法定	戸籍法 第48条	法務省
40		予防接種手帳の交付	自治	【参考】 予防接種法第3条 予防接種法施行令第6条(対象者等への周知)	厚生労働省
41		高額療養費支給申請書の受付	自治	国民健康保険法第57条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第84条	厚生労働省
42		特定健康診査等各種検診申込書の受理	自治	高齢者の医療の確保に関する法律 第20条 健康増進法 第19条の2	厚生労働省
43		特定保健指導等各種教室申込書の受理	自治	高齢者の医療の確保に関する法律 第24条 健康増進法 第19条の2	厚生労働省
44		国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受理	法定	国民年金法施行令 第1条の2	厚生労働省
45		国民年金保険料学生納付特例申請書の受理	法定	国民年金法施行令 第1条の2	厚生労働省
46		国民年金手帳再交付申請の受理	法定	国民年金法施行令 第1条の2	厚生労働省
47		老齢福祉年金受給者変更届の受理 (市町村の経由事務)	自治	老齢福祉年金支給規則 第15条	厚生労働省
48		戸籍届出の不受理申出	自治	なし	
49		身分証明書の交付	自治	*法令に規定はないが、慣行的行政証明として、市町村長の権限で広く行政サービスとして行う証明。 (出典:『(全訂)初任者のための住民基本台帳事務』東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会、住民基本台帳事務手引書作成委員会編著 日本加除出版)	
50		不現住証明書の交付	自治		
51		死体(胎)埋火葬許可証明書の交付	自治	なし	

「特定公共サービス(窓口6業務)」と「市町村の適切な管理下で民間委託可能な24業務」
及びそれ以外の窓口業務 一覧

通番	6業務	業務名 (受付、書類の作成、端末入力、引渡し、その他事実上の行為又は補助的業務)	自治事務・法定受託事務の別	根拠	所管府省
52	(受付、引渡し) * 条例で規定の場合	住民税課税所得証明書の交付	自治	* 地方税法施行令第6条の21第1項第6号 地方税法施行規則第1条の9第1項第2号「前号に掲げるもののほか条例で定める事項」と規定されており、条例で定めれば根拠のある事務となる。	

* 通番1～24の業務については、平成20年1月17日内閣府通知により、市町村の適切な管理下における民間委託可能な範囲について整理された業務。

* 「市町村の経由事務」とは、国あるいは都道府県に権限があるが、法令により市町村長を経由して、書類の交付等を申請することとなっている事務。

* 通番40の業務については、予防接種法施行令第6条(対象者への周知)という条文があるが、手帳の交付自体を定めた規定はない。

* 通番41の業務については、国民健康保険、後期高齢者医療保険制度における給付申請書の受付業務であるが、市町村の適切な管理下における24業務(通番13、14番)に含まれる。

* 通番48の業務である戸籍の不受理申出制度は、法律で規定された制度ではなく、戸籍事務の運用上認められた制度で、本人の意思に基づかない届出が受理されることを防止するために設けられたもの。具体的な取扱方法は、処理基準(戸籍法第3条第1項)である、昭和51年1月23日付民二第900号民事局長通達及び民二第901号第二課長依命通知に示されている。

(出典:『よくわかる戸籍事務の手引き』吉岡誠一著 日本加除出版)

* 通番49～52(*52の業務は条例の規定がない場合)の業務については、法令に根拠がある事務ではないが、市町村が備えた公簿等により市町村長の権限で行政サービスとして行う証明。

地方税法

(昭和25年7月31日法律第226号)

(納税証明書の交付)

第20条の10 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項(この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。)のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限る、これを交付しなければならない。

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付)

第382条の3 市町村長は、第20条の10の規定によるもののほか、政令で定める者の請求があつたときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。

地方税法施行令

(昭和25年7月31日政令第245号)

(納税証明事項)

第6条の21 [法第20条の10](#) に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 請求に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額として確定した額並びにその納付し、又は納入した額及び未納の額(これらの額のないことを含む。)
 - 2 前号の地方団体の徴収金に係る[法第14条の9第1項](#) に規定する法定納期限等([同項第5号](#) 及び[第6号](#) に掲げるものを除く。)又は[同条第2項](#) に規定する法定納期限等([国税徴収法第15条第1項第7号](#) 及び[第8号](#) に掲げる日に係るものを除く。)
 - 3 [法第16条の4第2項](#) の規定により通知した金額
 - 4 固定資産課税台帳に登録された事項
 - 5 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 2 次の各号に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号(第5号を除く。)に掲げる事項に該当しないものとする。
- 1 地方団体が発行する証紙をもつて払い込む地方団体の徴収金(証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される地方団体の徴収金を含む。)のうち自動車税に係るもの以外のもの

- 2 法定納期限が[法第20条の10](#)の規定により請求する日の3年前の日の属する会計年度前の会計年度に係る地方団体の徴収金(前項第1号の規定の適用については、未納の地方団体の徴収金を除く。)
- 3 [法第20条の10](#)の規定により請求する日の3年前の日の属する会計年度前の会計年度において地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことは、第1項第5号に掲げる事項に該当しないものとする。

地方税法施行規則

(昭和29年5月13日総理府令第23号)

(納税証明事項)

第1条の9 [政令第6条の21第1項第6号](#)の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 [法第53条第6項](#)後段の前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この号において同じ。)又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた[同項](#)に規定する控除対象個別帰属調整額、[同条第11項](#)後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた[同項](#)に規定する控除対象個別帰属税額、[同条第15項](#)後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた[同項](#)に規定する控除対象還付法人税額、[同条第19項](#)後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた[同項](#)に規定する控除対象個別帰属還付税額その他[法第14条の9第2項](#)各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項
- 2 前号に掲げるもののほか条例で定める事項

【市町村の経由事務】

身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)

(身体障害者手帳)

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、[児童福祉法](#)(昭和22年法律第164号)[第27条第1項第3号](#) 又は[第27条の2](#)の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わって申請するものとする。

身体障害者福祉法施行令(昭和25年4月5日政令第78号)

(身体障害者手帳の申請)

第4条 [法第15条第1項](#)の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地(居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。)を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。